「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

東京都中央区八丁堀２丁目21番６号
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
基本問題検討特別委員会

◆建築設計・工事監理等の業の立場からの意見

・多種多様なビジネス社会においては、典型契約の原則にかかわりなく多様な契約慣行が存在している。裁判例で多く認められ、学説上も支持が多い考え方であっても民法の新たな規定に置く場合は、これら想定可能な全ての契約慣行に当てはまる必要があり、そうでないと社会的な大きな混乱をまねく恐れがある。

・このため、新たな規定として置くことについては、全てのビジネス分野の契約慣行に適合するかを慎重に見極めて、適合しない契約慣行がある場合は、新たな規定として置かない、又は除外規定で明確にするなど、きめ細かい配慮をお願いしたい。

◆特に下記の条項については、建築設計・工事監理の契約慣行への影響が大きいので再考して頂きたい。

● 第２６　契約に関する基本原則／３　付随義務・保護義務（中間試案 P47）

→　建築設計の委託者が得ようとする利益は、個々の契約ごとに千差万別であるため、これらを基本原則に置くと委託者の一方的な主張によっては、受託者が想定外の不利益を被る場合がでるなど実務に大きな混乱を生じるため、この条項は基本原則から削除するか、規定の置き方を再考して頂きたい。

● 第４１　委任／１　受任者の自己執行義務（１）（中間試案 P69）（関連条項：中間試案 P51/約款・不意打ち条項）

→　建築設計では、委託者の許諾がない場合であっても部分的な再委託があることを前提にしてきた契約慣行があること、また約款において再委託の許諾について記載をしても、第３０約款３（不意打ち条項）により契約の内容とならない恐れがあること、などから「原則委任者の許諾」に限定すると混乱が生じうるため、「許諾を得たとき、又は復受任者を選任することが契約の趣旨に照らして相当であると認められるとき」として頂き

たい。

● 第４１　委任／３　受任者が受けた損害の賠償義務
（中間試案 P70）

→　委託者（建築設計の委託者＝建築主）の一方的な主張により、現行民法では認められてきた受託者（建築士事務所）の損害賠償請求ができなくなる恐れがあるため、現行民法 650 条第 3 項を維持して頂きたい。

● 第４１　委任／４　（３）委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権
（中間試案 P70）

→　建築設計の契約慣行では、解約後の報酬請求は、民法６４８条３項に基づき、業務割合に応じて精算するというものであった。しかし、この条項が適用されると従前と大きく異なる扱いとなる可能性がある。

→　まず、委任者の都合で解約された場合について、アが適用されるか、イが適用されるかが、一見して明らかではなく、疑義が残る。

→　イが適用されるとすれば、設計報酬の全額を請求することができることになるため、委託者（発注者）が従前より大きな負担を強いられるようになる（損益相殺を考えても、利益部分の請求は可能になると思われる）。

一方、アが適用されるとすれば、設計契約は成果について報酬が定められる契約であるため、設計が可分であるかどうか、委託者の利益になるかどうかが争われ、受託者(建築士事務所)は、従前は認められた報酬請求が認められなくなる場面が生じると考えられる。

以上のとおり、どのように解釈しても、現状と異なる結論を生ずることになり、実務に多大な混乱を生じさせるおそれがあることから、現行民法 648 条第 3 項を維持して頂きたい。